

## 平成28年度第1回市民自治推進委員会

開催日時 平成28年12月13日 10時から

開催場所 市役所402会議室

出席者

(委員) 藤堂委員、澤井委員、野口委員、樋口委員、上田委員、入口委員、津田委員、  
橋本委員

(事務局) 平井地域活力創生部長、平田市民活動推進課長、  
金子市民活動推進課課長補佐、伊藤市民活動推進課市民活動推進係長

欠席者

中川委員

### 案件1 市民自治協議会について

事務局より資料説明

【藤堂副委員長】 市民自治協議会及び設立に向けて取り組んでいる地域の現状を説明していただきました。委員さんの中で、どれかの組織に関与しておられる、あるいは内情を知っているなど補足事項等もありましたら、お出しいただきたいと思います。また、事務局から説明があった事項についてのご質問あるいはご意見等を含めまして、何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

【樋口委員】 壺分小学校区のやまびこネットワークには顧問という立場でかかわっており、事務局から説明のあったとおりですが、課題としては、今、個々の事業を進めていますが、それがまちづくり全般に展開していくイメージというのはまだ持ててないのかと。それで、ワークショップなりをして、課題抽出とかやっていく中で、少し横へ広げていくようなことができればいいかなと考えています。ただ、先ほど拠点施設の話がありましたが、壺分小学校の多目的室を使わせてもらえないかということ、直接、先生とも話をしていますが、つくりそのものが独立的でない、誰かがいないと使えないというような状況で、外から入れないです。校舎の中を通過して使わないといけない。活動を活発にしていこうとしたときに、学校というのは拠点的な施設の一つになるかと思いますが、それが地域に開かれた形での施設になっていないので、その辺も少し考えてもらいたいというようなことを、この前の一般質問の中でも、教育長にお話をさせていただいたところです。

そういう場所の制約はあるものの、来年度にはワークショップを1回開催して、そういう課題抽出をできればいいかなというような話をしています。

【藤堂副委員長】      ありがとうございます。

【上田委員】      樋口委員が一般質問で言ってくれてほっとしました。拠点というか、自治会があっても、動いてないです。今、幾つかの小学校の野外活動の指導に行っています。その中で生駒南小学校ではあいさつ運動をやっていますが、他で全然動いてないのが、行ってて分かります。この前、壱分小学校の近くのスーパーへ行っていて、子どもが3人ほど外で遊んでいるから、「おはよう。こんなところで遊んでたら車が来るから、お母さん、どこへ行ったの」と言うたら、3人が固まるんです。「どうしたの」と言ったら、しばらくしたら若いお母さんが出てきて、「いやあ、すいません、知らない人に挨拶しないように言ってるんです」と言われて、私ともう1人いた連れがびっくりして、今度、こっちが固まって。「そうか、おばちゃんら、連れていくと思われたんやな」とか言って笑ってたんです。そういうのがあったりとか、それから自治会で動く中で、やっぱり大人を巻き込んでというのが、だんだん難しくなっていて、それで小学校区単位で子どもたちの保護者を取り込んでいくのが一番いいのではないかなというのでやってて、小学校が開放されてないというのか、もうすごいんです。1年に1回ぐらい、大きな行事で使用するから頼みにいくと、今度は教頭先生と校長先生の間でうまくいってなくて、教頭が聞いたから、私知らないとか。私たちは、その間でうろうろするような感じで、樋口委員がそれを言うてくださったからよかったなど。

そういう中で、実際に拠点となっているところで、一生懸命動かしてくださっている、熱意を持った方がその自治会にいらっしゃるといのは本当にいいのですが、それが息切れされてきたら、だんだん進んでいけなくなり、今は私がいる自治会は今日、明日、自治会解体するのと違うかと感じてます。壱分小学校で実施されたいこいこまつりに参加させてもらったときも、皆さんが一生懸命になってやってくださってるので、すごくこれから広がるなという感じがします。やっぱり、行っててもそれが感じられないというのは、大人の中で何かうまくいってないところがある。事務をやっていると、役員が変わると、また一からやり直すということがあるので、少し残念かなと。自分の団体は、自分がトップもできてないなという反省ということです。

【藤堂副委員長】      ありがとうございます。

今、2つ問題提起がされたと思いますが、活動拠点の問題、学校を使おうとすると、学

校の施設の管理等における問題点が生じるということ。それから、リーダーになられる方にあまり依存してしまうと、その継続性が発揮しにくいという話だと思います。

私は北小校区ですが、事業としては資料に書かれていない部分では、校区全体の防災訓練、スポーツ関係ではその校区全体のグラウンドゴルフ大会というのを協力してしているという状況です。拠点施設については、新しくできる小中一貫校であるとか、北小の跡地に給食センターができるという話もありますので、そのあたり、あるいは高山幼稚園の跡地がまだ利活用の方向が決まってませんが、地域拠点になるような場所を何とかお願いしたいということを、このエリア全体の住民として、市にお願いしているところです。新しい小学校においても、給食センターにおいても、地域の方が活用できるようなスペースはできるのでないかという話は聞いてはおりますが、例えば市民自治協議会ができたと仮定して、そこだけが使用できる施設では当然ないので、普通の拠点、あるいは事務用品とかも保管できたら理想なんですけど、そのあたりがもし確保できて、事務職員とかも置けたら、しっかりした拠点ができるのかという話は地域でしています。まだ、今後の課題ですが。各地区、いろんな課題はあろうかと思いますが、こういう形でいろいろ進捗していつている状態ということになっておりますが、他に進めていく上で、何かご意見ございましたら。

**【津田委員】** プラットホームにしても、市民自治協議会にしても、基本は住民主体というところで動いているかと思いますが、大きな部分でいいますと、市の総合計画とか、そういうものとの関連性が大きいかと思いますが。この辺の兼ね合い、これをどうされているのか。大きなダイナミックな動きをしようとしたときに、地域のそれぞれの特徴というのがありますよね。そのエリアをこういう形で発展させていきたいとか、市の思いが変わっていきませんが、だから市の意向を住民に言うとか、住民の意向を市に言うとか、そういう関係よりも、むしろそれぞれが持っている情報をきちっと伝えながら、どう調整していくかということ、どうやっていくかということがすごく重要になってくるのでないかと思っているんです。特に、最初のこのプラットホームの段階で、そういう動きがちょっとでも増えた方が、それぞれに発想の広がりが出てくるのでないかというふうに思っています。

**【藤堂副委員長】** 今、ご意見を出していただいたのは、もう少し広い視野で見た市の総合計画との関連性であるとか、大きな部分での調整というのが必要じゃないかみたいなお話でしたけど、その辺についてはどうですか。

**【事務局】** 今、活動されてる地域におきましては、まずは自分たちで課題を認識されて、活動されてる現状がありますので、相談に乗りながら支援をさせていただいている状

況ですが、今後、進めていこうと思ったら、例えば地域に対しての各種情報提供、例えば校区内人口は何人、高齢化率何パーセントとかという情報、データを提供しながら、その地域の課題について皆さんと共有できるような場を持ちながら、この地域にはこういう課題等があるから、こう進めていきましょうというストーリー、流れができれば理想かとは思っています。

【津田委員】 具体的な話で言いますと、今、ちょっと漠然とし過ぎてたと思ってるんです。例えば、高山で一番何が有名かというのと、茶筌とかいう話になりますね。そうすると、この茶筌というのはそのエリアの話。でも、一方で、市としても、茶筌という生駒全体の中での1つのテーマではあると思います。そういうことを考えたときに、例えばですけども、北田原工業団地に外国から来られてる従業員とか、先端大学へ留学で来られてる方に例えばお茶を、茶筌の作り方を覚えてもらう。そういう人たちの情報ってすごく広がっていきます。そのこととか、茶筌だけを置いているだけでなく、お茶もやってるといふ。そのためには、お茶を売ってるところは少ないんです、生駒でも。その辺のことをもう少し、本気でやっていくのであれば、そういうことをある程度持っているアイデアなりを、それぞれがやっていくというようなこととか、細かい事情は分かりませんが、例えば生駒市の南部側に環境のいい住宅エリアを造っていくとか、個人の発想で言ってますが。本当は地の利から言えば逆なんです。その辺を変えていくとか、近鉄の通っている駅、例えば生駒駅とかに関しては、もっと集約できるようなもの、その辺のことは総合計画の中であるかと思いますが、その辺と校区、どちらが強い意見を言うかみたいなことになってしまうと、元も子もないですが、それぞれが持っている地の条件的なことと、そういう話が、発想が広がっていくようなものがないと、もちろんそれを進めていくリーダーとか、いろんな方、重要ですが、やはり方向性、可能な方向性というのをある程度探っていく必要があるのではないかと思います。

【藤堂副委員長】 ありがとうございます。本当のまちづくりみたいな話でよろしいですか。

【事務局】 まちづくりの話、していただきましてありがたいという面と、ちょっと不安な面もあります。実際に、高山の例として、茶筌の話もしていただけてますが、茶筌は、誰でも作れるように広げたらいいというものでもないんです。伝統的工芸品というか、一子相伝とか言われてますので。どことも言えることは、高齢化が進んでいるということがありますし、子育ての関係、教育の関係には生駒市も力を入れてますので、地域の教育

力ということも含めて考えていただくとか、挨拶しないというのも、家のしつけ、教育なんです。地域の教育、これも影響がものすごくありますので、そういった取り組み、それから挨拶から始まって、いろんな話ができるということはコミュニティの推進ということで、地域のつながりが強まっていくということですね。一番大事なのは、安全安心して暮らせるということも大事なので、その辺から入って行っていただく。それで、プラスアルファで茶筌の話とかも出てきてもいいと思いますが、高山でいろんな会合をされている中へ、誰が行って、どんな話を誘導するのか、これも非常に大事なキーだと思います、今おっしゃっていただいたように。今、考えてますのは、そこそこの経験を積んでいる職員と若い職員、入ってまだ1年、2年目の職員が担当地区を持つてみるのはどうかなと。それでもって、継続して助言もさせていただき、あるいは地域の声も聞いていくというのをともに考えていくみたいな、そういうスタンスもとっていったら、若い職員にとっては勉強の機会になりますし、地域の声というのは非常に大事だと思いますので、市の方で考えてますのは、担当の職員の配置について考えておりますので、今、職員の数、少ないので、余ってる人数がいてたら、いくらでもできるんですが。そこが今、一番悩んでいるところなんです。

**【藤堂副委員長】** 行政の方からも、地域担当職員として、地域住民と一緒に考えていただけるような職員さんが地域に入ってきていただけるというのは、すごくありがたいお話だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

今、お話に出たような、大きな意味でのまちづくりとなってきましたと、市民自治協議会というのは、どちらかというところ、市民生活に密着したような課題を今取り組んでいるというのが現状ですので、そこがもっと発展して、地域課題について、ワークショップ等々をして、地域の住民が考えていった上でのまちづくりということで、生駒市と話ができるような状況にもなってくるのかと思いますけど、最初からあまりそこまでレベルアップするのは地域住民としてはなかなかつらいところがある部分もあるのかなと思ったりもします。

**【樋口委員】** 例えば、茶筌の話になると、茶筌組合というのがあります。だから、その構成メンバーにそういう方が入っていれば、そういうところへ派生していくきっかけにもなってくるでしょうし、やまびこネットワークの場合は、たまたま校区の中に「かざぐるま」という障がい者の施設があって、そこにメンバーとして入っていただいていることがきっかけになって、そこでのイベントであるとか、いろいろとそこでやっておられることから、活動がまた幅が広がっていくような可能性も見えてきている部分がありまして、

だから駅前であれば、商店街とか、そういう構成メンバーとして地域性を特徴づけるような方々が入ってくれば、生活密着の話から、徐々にそういうところへ広がってくる可能性が出てくるのかと。あまり行政の側から、こういうことを言って、どんと下りてくると、多分、最初の段階では拒否反応が出てきて、何やらされるのかと腰が引けるということもあり得るので、そういう意味では、地元からいろんな話が出て広がってきたときに、段階を追って行政がうまいことつながっていくような。最初の構成メンバーというのも、実はそういう意味では大事なところなので、ちょっと広がりを持たせておくことによって、後々の展開というのがまた広がってくるのではないのかとは思いますが。

**【藤堂副委員長】**      ありがとうございます。

何かいろいろなヒントが出てきたような気はいたしますけど、先生の方から何かアドバイスがあれば。

**【澤井委員】**      それぞれの主体的な動きがありますと思いますが、要するに情報とコーディネーションというのが必要になってくるのではないかと。それにはぜひ実施する方向でいっていただきたいと思えます。

もう1つ、12月11日に地域包括ケアのシンポジウムがあったようですが、これを見ますと、地域包括ケアというのが隠れたテーマがあるのでないかと。健康づくりとか。それからあと、この壱分小学校区にも部会を置いていますよね。部会のメンバーはどうかと思って。例えば、桜ヶ丘と生駒小学校区、ここでは地域包括支援センターがメンバーになっていますね。これは経過があると思えます。そういう意味では、そういった方を少しずつでもメンバーにしていくと、議論の中身、情報も含め、変わってくると思えます。地域の方で選択する問題ですけども、その点は頭に置いて、具体的に高齢者の見守りとか、障がい者の生活支援のお手伝いとかができて、そういう方向、可能性についてはかなり慎重に、ただし、敏感に捉えてもらいたいなと思えます。

**【野口委員】**      まず自分の経験から、自治会の方が動きが緩慢で、例えば昨日もそうでしたけど、まちの掃除というところほとんど出てこないとか、実は、そういう現実問題があるから、まず、これをどうしようかというのが住みながらの感覚です。今はお掃除の例を言いましたけど、いろんな面で考えてるところもあるんだということ。

**【藤堂副委員長】**      ありがとうございます。住民がいろんな面で地域参加していくような状況を盛り上げていかないと、難しいですよ。ありがとうございます。

本日ににつきましては、市民自治協議会に向けての取り組みの現状というのをご報告させ

ていただいたということで、今後また新たな動き等がありましたら、またこの委員会でもご報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 案件2 市民投票について

### 事務局より資料説明

【藤堂副委員長】 市民投票条例施行に向けて、以前、この委員会でもご意見賜りました、今後の運用に向けた、まず市民向けの分かりやすい解説を載せたパンフレットが必要ではないかということで、その原案を提示していただきました。今、事務局から説明ありましたとおり、条例施行規則については、現在市でも検討している部分があって、それと関連する部分がありますので、それをちょっと念頭に入れていただいた上で、このパンフレットに記載されている内容について、ご意見、あるいはこういうふうなところが分かりにくいとか、改善した方がいいとかいろんなご意見を賜ればありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【樋口委員】 3ページの説明のところ、市民投票を行う前提として、聞かせていただきましたけど、賛成派、反対派が市民参画の手法を活用しながら活発な議論を尽くし、最終的な手段として、市民投票が行われると。8ページのところで、請求手続についての打ち合わせ事項の中に、市民の間、または市民、市議会もしくは市長の間で十分な議論が尽くされたかと、1つそういう判断材料とかを上げています。議論をした後に投票の請求ができるというようなイメージですよ。だとすれば、議論を尽くされたかどうかというのは何ではかるのか、どう判断するのかということがよく分からないです。投票までの間に、最大3ヶ月というところがあって、その間でも、情報をきちっと出して、反対派、賛成派の議論がされてというようなことがありますよね。だから、前に持ってこないといけないのか、その3ヶ月勝負ということなのか、そこはどういうイメージなのでしょう。例えば、市長発議の場合は、全くそういう議論がなくて、ぽんと出てきたものを3ヶ月から半年というふうな話になるわけですね。議会の場合は、出すか出さないか、議論がされるので、審査されるので、そこで議論されるという前提があるので、議員間でということなのですけど。だから、その辺がどういうイメージなのかなというのがもう1つよく見えてこないのと、要は議論が尽くされるのかということ。事前にされなければならないとしたときに、それを何でされたかされてないかということを計るのかと、そこが明確でないと、多分、ジャッジできないのかと思いますが、そこら辺はどういう考え方でしょうか。

【事務局】 市民投票は市民の皆さんの意思を確認する最終手段ですので、基本的には、ある問題があって、反対、賛成があると思いますが、それについてまず、前提として議論していただきたい。その確認方法については、明確な返事はできないのですが、例えば反対派については集会をいつやったとか、賛成派については、いつ会合やったとか、そういう時系列の部分になってくるのかとは考えてます。あと、やはり2段階、議論があると思います。最初の段階は市民間で議論していただくと。2段階目の議論というのが、条例の13条で、市民投票の実施が決まった段階で、やっぱり公平な目で議論するための情報提供をしなければならないという規定が書いてますが、その段階で、例えば市の方から投票公報的なものを発行しながら、賛成派の意見、反対派の意見をまとめた分を提示して、それをもとに議論をしていただいて、投票の判断にさせていただくとか、そういったことが考えられるのかと思います。

【樋口委員】 請求する人って賛成派なんですね。賛成派というか、基本的にそのことを賛成する立場で請求を起こすわけですよ。そうすると、議論されたというところが、賛成派の人ばかり集めて議論されてもだめですよ。反対派をわざわざ呼んで議論することは、本当にできるのかというところで。でもその反対派って、別のところで会合やって、声を上げて、それは誰が行政に持ってくるのかということですよ。

【事務局】 そうですね。

【樋口委員】 だから、その議論というのは、実は成り立つようで成り立たないと違うかなと、その請求者が持ってくるというものについては。そういう意味でも、どうジャッジするのかなというところが非常に難しい。それと、後でちょっと述べようと思っていたのですが、13条の情報の提供というところで、実はここをきちっと書き込んでおかないとというか、これは行政の立場で何をするのかということをおある程度ルール化しておかないと、非常に情報が偏る可能性がある。それは市長発議というのがあるので、広報を使って賛成に導くような情報が載せられて、一方で選挙広報的に公平にというその2つが出てきたときに、実際、誰がどう、どれをたくさん見るんだろうかということがあるので、そういう意味では、その情報の提供の仕方というのを非常に大事な部分になってくるのではないのかと思います。それと、この前のイギリスのEU離脱の件を見てても、うその情報を流してて、それに騙されたと、後で国民が怒っているようなことがありました。だから、客観的あるいは科学的な根拠に基づいた情報というのも大事になってくるだろうし、賛成派、反対派の意見という部分も書いていかないといけないだろうし、そういうものを



お話ししていく。紙ベースの話だけではなくて、やっぱりいろいろ議論されて、そこで出てきている意見というのを、情報として伝えていくというようなことが、多分必要になってくると思います。それを実は3ヶ月の間にこなさないといけないという非常にタイトなスケジュールの中でやらないといけないので、ある意味、きちっと決めておかないと、どんどん抜けていく可能性があるので、そういう意味で、このところはどのようなやり方で何を出すのかということは、ある程度やっぱりスケジュールとを明確にしておかないと、実行不可能というようなことになってしまうのではないかと。だから、これは市民向けで、どのような形で投票ができますよということを解説するものだから、そこまで要らないのかもしれないけれども、ただそこで行政が情報を提供するときに、こういう人、出す人に何かを求めるのであれば、それは書いておかないといけないし、これと別立てなのか、これとあわせてなのか分かりませんが、そこは丁寧に今作っておかないと、後々困ることにもなるのではないかというふうに思います。それと、先ほどの話で、事前の議論というのがあると。

【事務局】 確かにおっしゃるとおりで、例えば、愛知県高浜市、常設型の住民投票条例を一番最初に制定した自治体ですが、そこでは、例えば反対派・賛成派が一同に会しシンポジウムをしていたり、直接請求の例でもシンポジウムもされてるケースがあるので、誰がコーディネートする、誰がそういう場を設けるかは別の議論として、反対派、賛成派が一堂に会して、例えばシンポジウムをやってもらおうとか。

【樋口委員】 多分、署名をたくさん集めるためにシンポジウムをしたいと思います。

【事務局】 結局そうなると思います。

【樋口委員】 できるだけ、この情報を広めて、みんなに賛成してもらおうと、署名してもらおうという、それも6分の1ですから、有権者数約9万ですから、やっぱり1万五、六千集めないといけないと。その1万五、六千人の署名をいただくためには、情報をどんどん出さないといけないと。それも署名をしてもらう情報を出さないといけないということになるんですね。議論されたかどうかというよりも、そこはもう署名を図るというような感じになってくるのではないかと。逆に、請求された後、投票に向けて、いかに客観的な情報を出すのかというところが肝になるのではないかと思います。

【事務局】 実はそこも非常に悩んだ部分ではあるんです。例えば国の選挙であれば、国の補助をもらえますが、市民投票の場合、全部市負担になり、1回の選挙で二、三千万かかるという計算になります。ですので、何もかもが市民投票の対象になるのではなく、前

さばきとして、もう少し、市を全体的に巻き込んだ、市全体で議論になるような感じになって、最終的に市民投票で決着つけないと仕方がないみたいな感じ、雰囲気になってから、請求になれば、一番理想というのが、市の立場としてはあります。その後に、市からは客観的に、例えば請求に至った流れとか、争点とか、反対派、賛成派の意見を並立して並べるとか、そういった情報提供をしていけばいいかとは思っています。

それが3ページのイメージでして、8ページの方はどちらかと言えば、事前にお話を伺う中でも、市民投票をほぼ実施するような格好になるというイメージで書かせてもらっております。先ほど、樋口委員の方からも、議論というのは何をもって判断するのかというのは、確かにそれは難しい部分ではあるかと思いますが、ここでの段階は、ある程度市民投票の実現性ということを考慮してますので、例えば市民投票に付する事項というのは、二者択一でないといけないわけですが、市民間というか、市との間で話をしていけないことには、なかなか二者択一の選択肢まで絞り込むという作業も実際のところ、難しいと思います。そこまで絞り込まれて、市民投票に付するだけの内容に至っておれば、それは議論が尽くされたというふうに、一方では判断できるかと思えますし、また、先ほどおっしゃいました、スケジュールに関しても、事前によく打ち合わせしておかないといけないという部分の方が、どちらかといえば、この8ページのイメージでは大きいかなと思っております。実際のところ、公職選挙とかありますと、その期間も考慮しながら、いつしようかとか、あるいは細かい話をすると、署名期間1ヶ月ですと。2月の28日間の1ヶ月間と、1月の31日間の1ヶ月間では違いますので、その辺のスケジュールもどうしていこうかと。それはもう代表者の方との話になっていきますので、そのときどきの話に応じた話になってくるのかと思っておりますので、ここにはざっと書いてますが、どちらかといえば、8ページはやっていくのが前提で、イメージで書かせてはもらっております。

実際実施請求の動きがあった段階でいろいろ調整とか、スケジュール的なことを考えていかないといけないかなとは思っています。

**【藤堂副委員長】** 今いただいたご意見を踏まえて、それに関して、ほかに委員さんの方のご意見はございますでしょうか。今、ちょっと議論、要点、それから実際に市民投票を実施するとなった場合の、情報提供等をどのようにしていくかという、期間が短い中でそれをいかに知っていただくかというところについて、もう少し明確にした方が、実施する上でよいのではないかというようなご意見を頂戴したと思っております。

**【津田委員】** 今の樋口委員の話は一番重要なところだと思うので、いろんな情報があ

る中で、どの情報がきちっと入っているのかということが、最も重要な部分だと思います。だから、ここで説明するかどうかは別にしても、公布される前にきちっとイメージづくりしておかないといけないと思います。

【澤井委員】 この問題、難しいですね。何が結局、今度のトランプの選挙もそうだし、色んな情報が流れてますので。情報の管理というのは、ほとんど今、不可能な状況じゃないかと思うんだね。

【樋口委員】 行政が発信元になったものについては、公平な形で情報を提供する。これは信用できませんというのもやはり1つ。だから、賛成派、反対派それぞれにどんどんやるでしょうけど、その真ん中に立って行政側が公平な情報をまずは出すということはしておかないといけないのかと。

【澤井委員】 そこはきちっと書いておけばいいと思う。

【事務局】 あくまで客観的事実を提供するイメージになってくるかとは思いますが。

【藤堂副委員長】 その辺を、ここに書くのか、それとも請求されている方に対して何らかの形でそれを明示するのか。今、澤井先生がおっしゃったような内容であれば、別にそれは正当な話ですから。

【橋本委員】 市民投票条例を市民に分かりやすく説明するためのパンフレットを作るためですね。それは、今、樋口委員からお話しされてるとか、そういうことまで盛り込んだチラシとか、そんなもの作っても、市民に読んでもらうためのものであれば、ほとんど読まないかと思えます。

【野口委員】 真剣に読むのかということを考えると、大きなクエスチョンです。ただし、何か事があったときに。

【橋本委員】 事があったときにというのは分かります。

【野口委員】 1つは実質的なものとして、これは打開策として、実質的に使うというのをきちんと明確に、そこら辺をできるだけ誤解のないような、明確な文章を。

【樋口委員】 これは市民投票の請求をしたい人が、どうしたら実現できるだろうかということで読まれるので、それがホームページにちゃんとありますと。だから、そういうことを考えられる人は見てくださいというようなものなので、一般的に配布ということではないと思います。先ほど言った、情報提供に関して、これはどちらかという、行政側の責任だと思っているので、行政側のルールとして、1つ別物で作って、どういうスケジュールで3ヶ月を追っかけていくのかというところは、きちっとまずは持っておいて、そ

れに従って紹介していきますという形にしておかないと、時間切れで余分なことはできませんでしたという言いわけを大きな判断をされた後にするようなことにならないようにしておく必要があると。

【事務局】 今おっしゃられたとおりだと思います。まず、市民の皆さんに広く配布するとかいう目的のものでないということをまずお願いいたします。どうしても市民投票をしようかというスタンスになられたときに見れるものとして、窓口に来られたら、配布しますけども、ネット社会ですので、市のホームページ等で搭載するものです。まず、市民投票をどんどんやってほしいという気もありませんので。

【橋本委員】 だから、市民投票をやってくださいというようなことになったら、市政が混乱することも予想されますよね。

【事務局】 大変なことです。

【橋本委員】 だから、そういう意味では、そんなテーマがないというのは幸せ、喜んだ方がいいのではないかとは思いますが。

【藤堂副委員長】 今、現時点では、特にそういう問題は生じてないのは確かですけども、今後、どういうふうなことが生じるか分からないので、そのときのためにせつかく市民が参画できる1つの方策として、できたということですので、今、意見が出ましたように、行政の方でも、今、規則のあたりを検討されているということですので、それとあわせて、今、樋口委員からご意見が出たような、手続あるいは提言等も踏まえて、しっかりとしたスケジュール等を管理できるような方法を事前に考えておいていただくというのが必要だと思います。

市民の目から見て、例だけでは分からない点がありますので、その辺が理解できるか否かというのは、この冊子の役目だと思いますので、そのあたりで抜けている点であるとか、いろいろあったら、ご意見いただきたいと思います。それとあわせて7ページに、代表者証明書交付申請と交付の間に市民自治推進委員会の意見というのがありますので、もし、その交付申請が出てきた場合は、この委員会が招集されて、こういう形で交付申請が出ているということが、この委員会に提示されて、皆様のご意見を伺うという機会が生じてきます。ということで、この委員会に非常にかかわりのある議論でもございますので、そのあたりを踏まえて、ご意見をいただければと思います。

【入口委員】 確認と質問です。この冊子はあくまでも市民請求する場合だけですよね。

【事務局】 そうです。

【入口委員】 議会から請求する場合、市長の方が発議する場合、それは関係ないという視点で。だから、発議された後の手続については、行政的な内部は樋口委員がおっしゃったように、要は同じルールで進めていくということですよ。

【事務局】 そうです。

【入口委員】 具体的には、この冊子を見て請求しようという人はほとんどいないと思います。あるとしたら、3番目の市長発議については、以前にも議論があって、この委員会に一旦かけよう。ただし、あくまで決めるのは市長ご自身がということなので、その辺が正直、具体的にはなかなか見えないということですけども。先進地で何か事例がありますでしょうか。

【藤堂副委員長】 まず最初に確認事項ですが、5ページにある請求人の発議というのは、3種類あって、今は市民請求についてのパンフレットであるけれども、①（市民請求）、②（議会請求）、③（市長発議）全てにおいて、請求がされて、実際に投票が行われるまでの間、先ほど、議論がありました、情報開示であるとか、市が提供する情報等については、それは同様でしょうか。

【事務局】 同様になります。

【藤堂副委員長】 事例があれば説明をお願いします。

【事務局】 まず、この常設型の住民投票条例につきましては、約40の自治体が条例を制定していると思われます。こちらで把握している実施事例につきましては、3自治体あります。1つは平成18年に山口県岩国市で、米軍空母の受け入れの是非を問う住民投票が実施されました。ただ、市町村合併によって、投票条例はもう失効しています。2つ目が、平成25年に広島県山陽小野田市の事例があります。案件につきましては、議員定数削減についてで、結果につきましては、2分の1の投票成立要件を設けており、投票率がそれに達しなかったため、不成立になっております。3つ目として、先月あった事例ですが、愛知県高浜市です。案件につきましては、公共施設の建て替えについてで、これにつきましても、山陽小野田市と同じく、投票率が50%、2分の1に達しなかったため、結果は不成立となっております。ちなみに生駒市の条例では成立要件は設けておりません。あと、常設型ではないですが、地方自治法の直接請求に基づきまして、選挙権のある方が50分の1以上の署名を集めて、条例を制定してくださいというのでされたケースもありますが、大体は議会で否決になるケースが多いです。争点となっているのは大規模公共施設の建設とか、市役所の建て替え等がメインなものとなっているように思われます。

【上田委員】 最初に重要事項に関してということで、市民投票できる件に係る重要事項のところ、市民の福祉に重大な影響を与えるというのは、大きく今のような形の部分もありということですか。とり方が、規模が狭いなと思って、だいぶ前に、ごみ焼き場を造るときに、大きく環境全部にかかわるからというので、ああいうのもありかというのは考えたけど、今のおっしゃってるようなことが、今言ってる市民投票に値する事項かどうか。

【事務局】 他の市でも、そういった事例がないので難しいところですが、ただ、他の自治体の考え方を条例解説などで見てみたら、特定地区にそういった施設を造る是非について問うのは、案件にならないのではないかとというふうに考えている自治体が多いように思われます。付近住民は反対ですが、その場所から離れてる人であれば、いいという感じになってしまいますので。

【藤堂副委員長】 何がその案件に当たるかというのも難しい部分ではありますが、事例が非常に少ないですが3事例についてご紹介がありました。

【入口委員】 条例制定のときに色々ありましたが、冊子はホームページで公表しますよね。そうすると、またこういうことになってるみたいな話になって、窓口・電話等大変なことになるかと思いますが、あの騒ぎの後に、この項目について、いろんなご意見、あるいは議会でも議論があったかも分かりませんが、対応の仕方も含めて、回答の仕方は整理した方がいいと思いますけど、それは何か腹案をお持ちでしょうか。

【事務局】 こちらが答えるとしたら、平成26年6月に条例が制定されてますので、それに基づいて分かりやすく説明したものと説明します。

【入口委員】 参考までに、①の人（日本国籍を有する人）と②の人（日本国籍を有しない人で、特別永住者、永住者又は本市に在留資格をもって5年を超えて住民基本台帳に記録されている人）との人口の割合ってどれぐらいになるんですか。

【事務局】 26年6月議会当時の数字を紹介させていただきます。

まず、18歳以上で3ヶ月以上住んでおられる日本人の方が、当時9万7,392人、特別永住者、永住者合わせて、定住されてる外国人の方が504人、最後、5年以上生駒市に住んで、中長期在留者として、ビザを取得して住んでおられる方が55人、これらを合わせると、9万7,951人。これが26年6月議会当時に報告させてもらった数字になります。

【藤堂副委員長】 市民投票システムができて、正確に数が把握できるのはいつごろか

らですか。

【事務局】 早ければ、今月中か、来月中にはシステムができる予定です。実際に4月以降は市民投票の話が窓口でありましたら、これだけの署名を集めないといけませんという、有効署名者数の話とかをさせていただかないといけないので、システムは整備していく予定です。

【藤堂副委員長】 前回、色々ありましたが、その辺をご心配いただいたご意見だと思います。当然、住んでる人、日本国籍を有しない人でも、請求はできるけれども、署名については6分の1以上集めなければならないということなので、今の割合でいくと、外国人だけの署名で成立することは不可能ですので、その人たちの意思によって左右される懸念というのが考えにくいとは思いますが、それに対して外部から意見を求められたときに、回答できるように、準備というのは必要かとは思いますが。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。議論していただいているこの冊子につきましては、今回の議論だけで決定するわけではなくて、今回、いただいたご意見も踏まえまして、また再度、後でまた話がありますけど、委員会の方を開催させていただいて、議論する機会というのは設けたいと思っております。どちらにしても、次年度の初めぐらいには、形は作っておく必要があるかとは思いますが。本日ににつきましては、委員長不在ですので、皆様のご意見をいただくという段階と私の方では考えておりまして、それをまた委員長にも伝えた上で、次回の委員会で、続き、まだ不足している議論等についても、継続していきたいと思っておりますが、その辺のスケジュールについて、事務局いかがでしょうか。

【事務局】 今、副委員長からおっしゃっていただきましたが、今回、中川委員長がご欠席ということもあります。この条例施行規則が4月1日に施行予定ということで、それまでにこのしおりを完成するという目標もございます。あと、この委員会の委員さんの任期が、29年1月19日が満了日になっております。その辺も踏まえまして、1月19日までに日程調整させていただきたいと思っております。以上です。

【藤堂副委員長】 市民投票のしおり（案）につきまして、追加のご意見等がございましたら、今年中に事務局の方へメールで出していただければと思いますので、よろしくお願ひします。本日ににつきまして、ほかにあればよろしくお願ひします。

【樋口委員】 事前相談のところ、これだけのことをしてくださいと書いてあるけど、おそらく何も分からないまま来る、案件だけが頭にあるという人が圧倒的に多いと思います、ここまで求めるのかと。とりあえずまず、こういうことで市民投票の請求をしたいと

ということで、あと相談に乗るといっていい程度でいいのではないかと思います。

【事務局】 まず、取っかかりはそこからなってくると思います。

【樋口委員】 だから、これを書いちゃうと、ハードルを上げてるといって感じがします。ここまで要るのかなというのは少し疑問に思いました。

【藤堂副委員長】 ありがとうございます。

今、ご意見をいただいたのは、8ページの「代表者から市の担当課に初めに伝えていただく事項」について、初めに伝えていただく事項というのが、少しハードルが高いのではないかというご意見です。相談には来られると思いますので、最初の相談を踏まえて、何段階かの相談を経て、最後にはこれを持っていってくださいという感じでもいいのかもしれないと思います。

ほかに何かございますでしょうか。ないようでしたら、先ほど事務局からお話いただきました、次回の委員会の日程につきましては、委員長とも調整させていただいた上で、また皆さんにお伝えするというところでよろしいでしょうか。

それでは、先ほど申しましたように、もしまだ何かご意見ございましたら、本年度中にお伝えいただくということで、本日の案件については、これで終了させていただきたいと思います。どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。

—— 了 ——